

定款

定款	3
第1章 総則	3
第1条 名称	3
第2条 事務所	3
第2章 目的及び事業	3
第3条 目的	3
第4条 事業	3
第3章 社員及び会員	4
第5条 法人の構成員	4
第6条 入会	4
第7条 経費の負担	4
第8条 任意退会	4
第9条 除名	4
第10条 会員資格の喪失	4
第4章 社員総会	5
第11条 構成	5
第12条 開催	5
第13条 招集	5
第14条 議長	5
第15条 議決権	5
第16条 決議	6
第17条 議事録	6
第5章 役員	6
第18条 役員設置	6

第19条	役員を選任	7
第20条	理事の職務および権限	7
第21条	監事の職務および権限	7
第22条	役員の任期	7
第23条	役員解任	7
第24条	報酬等	8
第6章	理事会	8
第25条	構成	8
第26条	権限	8
第27条	開催	8
第28条	招集	8
第29条	議長	8
第30条	決議	8
第31条	決議の省略	9
第32条	議事録	9
第7章	資産及び会計	9
第33条	事業年度	9
第34条	事業計画及び収支予算	9
第35条	専門委員会	9
第36条	事業報告及び決算	9
第37条	余剰金	10
第8章	定款の変更及び解散	10
第38条	定款の変更	10
第39条	解散	10
第40条	余剰金	10
第9章	広告の方法	10
第41条	広告の方法	10
第41章	補足	10
第42条	委任	10

定款

第1章 総則

第1条 名称

この法人は、一般社団法人日本アームレスリング連盟と称し、英語および国際名を Japan Arm Wrestling Association といい、略称を **JAWA** という。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を茨城県牛久市神谷6丁目36番8号におく。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、日本におけるアームレスリングの統括団体としてアームレスリングの普及発展を通して国民の心身の健康づくり併せて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

第4条 事業

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全日本選手権大会及び各種大会の企画、開催
- (2) 我が国アームレスリングを代表して、国際アームレスリング連盟及びアジアアームレスリング連盟に加盟することと並びにその事業への協力
- (3) 公認ジムの認定及び登録
- (4) レフリーの要請、資格認定と登録及び段位の認定
- (5) アームレスリング機器、用品等の研究開発及び認定
- (6) アームレスリングの国際大会への代表選手、役員、レフリーの選考及び派遣
- (7) アームレスリング競技力の向上及びレフリー技術向上のための各種講習会の開催
- (8) 指導者及び機関紙の発行
- (9) アームレスリングに関する各種規定の制定
- (10) 加盟団体の指導と支援
- (11) 車椅子、聾啞者、および全盲者など、障害者によるパラアームレスリング大会の開催、および社会福祉事業への参画
- (12) その他前各号に付帯する一切の業務

第3章 社員及び会員

第5条 法人の構成員

この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 都道府県におけるアームレスリングを統括する団体の代表者
- ② この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 名誉会員

この法人に特に功労のあった者で理事会で推薦され承認をされた者

第6条 入会

この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

第7条 経費の負担

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第8条 任意退会

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条 除名

会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 会員資格の喪失

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

- (3) 第5条1項1号①から②によって選任された正会員が所属する法人・団体がその地位を失ったとき、又は法人・団体が解散したとき。
- (4) 第5条1項1号①から②によって選任された正会員が、理事を解任または除名されたとき。
- (5) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

第11条 構成

総会は正会員をもって構成する。

第12条 開催

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。

第13条 招集

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 総正会員の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
3. 代表理事は前項の規定による請求があった時は、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の2週間前までに通知しなければならない。
5. 前項の招集の通知には社員承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

第14条 議長

1. 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事の指名するものがこれにあたる。
2. 代表理事が欠けた時または代表理事に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。
3. 代表理事および専務理事が複数いるときは、副代表理事により互選により副代表理事の中から決める。

第15条 議決権

1. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
2. ただし、この法人の設立、運営に多大な貢献があったとされる正会員は前項の規定にかかわらず、社員総会での決議の上、複数の議決権を保有することを認める。

第16条 決議

1. 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の半数以上であり総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくはメール等の電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。
4. 理事または監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。各候補者の合計が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することにする。

第17条 議事録

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

第18条 役員設置

1. この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上、20名以内
 - (2) 監事 1名以上、3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、3名以内を副代表理事、1名を専務理事とする。
3. この法人の会長を一般社団法人法上の代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち、副代表理事及び専務理事を一般社団法人法上の業務執行理事とする。

第19条 役員を選任

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様である。

第20条 理事の職務及び権限

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐してこの法人の職務を掌理する。
4. 専務理事は代表理事および副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
5. 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第21条 監事の職務および権限

1. 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第22条 役員任期

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし再任を防げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. 理事又は幹事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに新任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第23条 役員解任

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第24条 報酬等

役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

第25条 構成

この法人に理事会を置く。

第26条 権限

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事、及び専務理事の選定及び解職

第27条 開催

1. 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。
2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

第28条 招集

1. 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。
3. 代表理事および副代表理事が欠けたとき、又は事故があるときは、代表理事、副代表理事以外の業務執行理事が理事会を招集する。

第29条 議長

1. 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名するものがこれにあたる。但し代表
2. 理事が欠けるときは、予め理事会で定めた順位によりほかの理事がこれに代わるもする。

第30条 決議

1. 理事会の決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条 決議の省略

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が意義を述べたときは、この限りではない。

第32条 議事録

1. 理事会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

第33条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第34条 事業計画及び収支予算

1. この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第35条 専門委員会

この法人は専門委員会を置く。

第36条 事業報告及び決算

1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第37条 余剰金

この法人は余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

第38条 定款の変更

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第39条 解散

この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

第40条 残余財産の帰属

この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 広告の方法

第42条 広告方法

この法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補足

第42条 委任

この定款に定めるほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会議決により、代表理事が別に定める。

上記は当法人の定款に相違ありません

令和 5年 10月 19日

一般社団法人JAWA 日本アームレスリング連盟

代表理事 和佐 義文